

鳥取県公報

平成12年7月21日(金)
号外第69号

毎週火・金曜日発行

次

◇ 条例 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する
条例(会計課) 1

＝＝＝＝＝ 公布する条例のあらまし

◇ 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 介護福祉士等修学資金

介護福祉士又は社会福祉士の養成施設を卒業した者が介護福祉士等修学資金の返還に係る債務を免除される場合に次の場合を加えることとしたこと。

- (1) 過疎地域において引き続き3年間介護等の業務に従事したとき。
- (2) 中高年離職者が引き続き3年間介護等の業務に従事したとき。

2 看護職員修学資金

看護職員養成施設を卒業した者が看護職員の業務に従事した場合に看護職員修学資金の返還に係る債務が免除される施設に、介護老人保健施設を加えることとした。

- (1) 看護職員養成施設を卒業した者に看護職員の業務から看護職員修学資金の返還に係る債務を免除されることとした。
- (2) 大学院修土課程修了者に係る看護婦の業務に拡大するこの条件を次のとおり改正することとした。

ア 免除の対象となる業務を看護職員の業務から看護職員修学資金の返還に係る債務として、介護老人保健施設及び訪問看護事業所を明記するとともに、保健所等を加えること。

イ 看護職員の業務に従事した場合に債務が免除される施設として、介護老人保健施設及び訪問看護事業所を明記するとともに、保健所等を加えること。

と。

3 その他の
所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公示する。

平成12年7月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第69号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例を改正する条例

次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目(以下「追加表細目」という。)を加える。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加表細目を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前				
知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲においてその返還に係る債務を免除することができる。	知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ当該右欄に掲げる免除の範囲においてその返還に係る債務を免除することができる。				
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
県内における介護福祉士及び社会福祉士の養成施設等を卒業した日から1年（社会福祉士の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、県内又は知事が別に定める県外の施設（以下「県内等」という。）において介護福祉士の業務その他知事が別に定める業務それに準ずる業務（以下「介護福祉士業務等」という。）に従事した上で、次に掲げる要件に該当することとなったとき。 イ 介護福祉士業務等に引き続き7年間従事したとき。 ロ 個人の家庭等において就業する職種の業務（以下「在宅業務」という。）について市	1 介護福祉士の養成施設等を卒業した日から1年（社会福祉士の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、県内又は知事が別に定める県外の施設（以下「県内等」という。）において介護福祉士の業務その他知事が別に定める業務それに準ずる業務（以下「介護福祉士業務等」という。）に従事し、引き続きその業務に従事した期間（個人の家庭等において就業する職種の業務に従事した期間に同じ。）に在学する者で、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 介護福祉士の養成施設等を卒業した日から1年（社会福祉士の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、県内又は知事が別に定める県外の施設（以下「県内等」という。）において介護福祉士の業務その他知事が別に定める業務それに準ずる業務（以下「介護福祉士業務等」という。）に従事し、引き続きその業務に従事した期間（個人の家庭等において就業する職種の業務に従事した期間に同じ。）に在学する者で、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金			

町村又は職業安定法(昭和22年法律第141号)第30条第1項の許可を受けた事業所(以下「有料職業紹介所」という。)に2,555日以上登録し、かつ、介護福祉士業務等に1,260日以上従事したとき。

ハ 旧過疎地域活性化別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域に該当しないこととなつた区域を除く。)又は過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域(以下「過疎地域」という。)において、引き続き3年間介護福祉士業務等に従事したとき。
二 過疎地域において、在宅業務について市町村又は有料職業紹介所に1,095日以上登録し、かつ、介護福祉士業務等に540日以上従事したとき。
ホ 入学時に45歳以上であり、

かつ、離職して2年以内の者 (以下「中高年離職者」とい う。) が引き続き3年間介護 福祉士業務等に従事したとき。 へ 中高年離職者が在宅業務に ついて市町村又は有料職業紹 介所に1,095日以上登録し、 かつ、介護福祉士業務等に54 0日以上従事したとき。	2 社会福祉士の養成施設等を卒 業した日から1年(介護福祉士 の養成施設等への入学、災害、 疾病その他やむを得ない理由に より知事が必要と認めたときは、 知事がその都度定める期間)以 内に社会福祉士登録簿に登録し、 かつ、県内等において社会福祉 士の業務その他知事が別に定め るこれに準ずる業務(以下「社 会福祉士業務等」という。)に 従事した上で、次に掲げる要件 に該当することとなつたとき。 1 社会福祉士業務等に引き続 き7年間従事したとき。 □ 過疎地域において、引き續 き3年間社会福祉士業務等に 従事したとき。
---	--

かつ、離職して2年以内の者 (以下「中高年離職者」とい う。) が引き続き3年間介護 福祉士業務等に従事したとき。 へ 中高年離職者が在宅業務に ついて市町村又は有料職業紹 介所に1,095日以上登録し、 かつ、介護福祉士業務等に54 0日以上従事したとき。	2 社会福祉士の養成施設等を卒 業した日から1年(介護福祉士 の養成施設等への入学、災害、 疾病その他やむを得ない理由に より知事が必要と認めたときは、 知事がその都度定める期間)以 内に社会福祉士登録簿に登録し、 かつ、県内等において社会福祉 士の業務その他知事が別に定め るこれに準ずる業務(以下「社 会福祉士業務等」という。)に 従事した上で、次に掲げる要件 に該当することとなつたとき。 1 社会福祉士業務等に引き続 き7年間従事したとき。 □ 過疎地域において、引き續 き3年間社会福祉士業務等に 従事したとき。
---	--

かつ、離職して2年以内の者 (以下「中高年離職者」とい う。) が引き続き3年間介護 福祉士業務等に従事したとき。 へ 中高年離職者が在宅業務に ついて市町村又は有料職業紹 介所に1,095日以上登録し、 かつ、介護福祉士業務等に54 0日以上従事したとき。	2 社会福祉士の養成施設等を卒 業した日から1年(介護福祉士 の養成施設等への入学、災害、 疾病その他やむを得ない理由に より知事が必要と認めたときは、 知事がその都度定める期間)以 内に社会福祉士登録簿に登録し、 かつ、県内等において社会福祉 士の業務その他知事が別に定め るこれに準ずる業務(以下「社 会福祉士業務等」という。)に 従事した上で、次に掲げる要件 に該当することとなつたとき。 1 社会福祉士業務等に引き続 き7年間従事したとき。 □ 過疎地域において、引き續 き3年間社会福祉士業務等に 従事したとき。
---	--

ハ 中高年離職者が引き続き3年間社会福祉士業務等に従事したとき。	3 略	4 やむを得ない理由により第1号又は第2号に掲げる要件に該当することができる場合であると知事が認められる場合であって、介護等の業務に介護福祉士等修学資金の貸与を受けた期間（以下「貸与期間」という。）に相当する期間以上引き続き従事したときは、当該業務に従事した場合には、当該業務について市町村または有料職業紹介所に貸与期間の日数に相当する日数以上登録し、かつ、介護福祉士業務等に貸与期間の日数のおおむね2分の1に相当する日数以上従事したとき。)	3 略 4 第1号又は第2号に該当する場合を除き、県内等において介護等の業務に従事し、その業務に従事した期間（介護福祉士の業務に従事した期間のうち個人の家庭等において就業する職種の業務に従事した期間にあつては、その業務に従事した日数が全体の2,555分の1,260以上ある期間に限る。）の合計が介護福祉士等修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上であるとき。 債務の全部又は一部	5 略
略				
省内における看護職員（保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号、以下「法」という。）第2条、第3条、第5条、第6条、第59条の2又は第60条に規定する保	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、より知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、より知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、より知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以	

看護士	健婦、助産婦、看護婦、准看護婦、准看護士又は看護士若しくは准看護士をいう。) の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設(法第19条第1号に規定する文部大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生大臣の指定した保健婦養成所、法第20条第1号に規定する文部大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生大臣の指定した助産婦養成所、法第21条第1号に規定する文部大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生大臣の指定した看護婦養成所又は法第22条第1号に規定する都道府県知事の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生大臣の指	下この号及び次号において同じ。)以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設(法第19条第1号に規定する文部大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生大臣の指定した保健婦養成所、法第20条第1号に規定する文部大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生大臣の指定した助産婦養成所、法第21条第1号に規定する文部大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生大臣の指定した看護婦養成所又は法第22条第1号に規定する都道府県知事の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生大臣の指	下この号及び次号において同じ。)以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設(法第19条第1号に規定する文部大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生大臣の指定した保健婦養成所、法第20条第1号に規定する文部大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生大臣の指定した助産婦養成所、法第21条第1号に規定する文部大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生大臣の指定した看護婦養成所又は法第22条第1号に規定する都道府県知事の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生大臣の指
看護修習員	下この号及び次号において同じ。)以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設(法第19条第1号に規定する文部大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生大臣の指定した保健婦養成所、法第20条第1号に規定する文部大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生大臣の指定した助産婦養成所、法第21条第1号に規定する文部大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生大臣の指定した看護婦養成所又は法第22条第1号に規定する都道府県知事の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生大臣の指	(1) 病床が200床未満の病院(2) 病床のうち精神病床が80パーセント以上を占める病院((4)及び(6)に掲げるものを除く。)	(1) 病床が200床未満の病院(2) 病床のうち精神病床が80パーセント以上を占める病院
看護修習費	下この号及び次号において同じ。)内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	(3) 診療所(4) 医療法(昭和23年法律第205号)第21条第1項ただし書の規定による許可を受けた主として老人慢性疾	(3) 診療所(4) その他看護職員の確保が困難な施設等で、知事が別に定めるもの

患の患者を収容する病室を有する病院その他これに類するものとして知事が別に定める病院((6)に掲げるものを除く。)

(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の4

に規定する重症心身障害児施設(以下「重症心身障害児施設」という。)

(6) 児童福祉法第27条第2項の規定により指定された

国立療養所

(7) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2

項に規定する母子健康セン

ター(以下「母子健康セン

ター」という。)

(8) 保健所及び市町村

(9) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22

項に規定する介護老人保健

施設(以下「介護老人保健

施設」という。)

口 県外の施設

心身障害者福祉協会法(昭和45年法律第44号)第17条第

口 県外の施設
心身障害者福祉協会法(昭和45年法律第44号)第17条第

<p>1 項第1号に規定する福祉施設 (以下「福祉施設」という。)</p> <p>2 大学院の修士課程(大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程を修了した日から1年以内に次に掲げる施設において看護職員の業務(イ(4)に掲げる施設における助産婦の業務、イ(5)に掲げる施設における保健婦の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき(イ(7)に掲げる施設の業務に従事する場合にあっては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護老人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、病院、診療所又は介護老人保健施設において看護職員の業務に従事した期間のうち修士課程修了後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。)</p> <p>イ 県内の施設 (1) 病院</p>	<p>1 項第1号に規定する福祉施設 (大学院の修士課程(大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程を修了した日から1年以内に県内の病院、診療所その他知事が別に定める施設において看護婦の業務に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。</p>
--	---

(2) 診療所	
(3) 重症心身障害児施設	
(4) 母子健康センター	
(5) 保健所及び市町村	
(6) 介護老人保健施設	
(7) 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第7条第5項に規定する居宅サービス事業(同条第8項に規定する訪問看護に限る。)	
を行つ事業所	
□ 県外の施設	
□ 福祉施設	
3 略	3 略
4 略	4 略
5 略	5 略
	略

備考 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号、理学療法士及び作業療法士修学資金の項免除の条件の欄第1号並びにへき地勤務医師等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等又は看護職員養成施設への入学、災害、疾病その他のやむを得ない理由のためその業務に従事することができなかつた期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれら の規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。

備考 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号、理学療法士及び作業療法士修学資金の項免除の条件の欄第1号並びにへき地勤務医師等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等又は看護職員養成施設への入学、災害、疾病その他のやむを得ない理由のためその業務に従事することができなかつた期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれら の規定に定めることにより当該業務に従事したときは、前の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（以下「新条例」という。）本則の表介護福祉士等修学資金の項及び備考の規定は、平成12年4月1日において介護福祉士等修学資金の返還の猶予を受けている者及び貸付けを受けている者の当該返還の猶予又は貸付けに係る債務から適用する。
- 3 平成12年4月1日前に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者の当該資金の返還に係る債務の免除については、新条例本則の表看護職員修学資金の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。